

2025年4月9日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

- 1 改定規則
「旅客営業規則」 第325条
- 2 改定日
2025年4月16日（水）初電より
- 3 改定内容
【別紙】新旧表をご確認ください。

「旅客営業規則」新旧対照表 改定(20250416)

現行版	改定版
<p data-bbox="727 258 920 289">「旅客営業規則」</p> <p data-bbox="163 327 1484 499">第325条 遺失物が傘、つえ、帽子、ハンドバック、その他これに類する身の回り品であって重量が5キログラム程度の物品であるときは、遺失者の請求によりその指定する駅まで無賃の取扱いをする。ただし、社は、その物品に滅失、破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除き賠償の責任を負わない。</p> <p data-bbox="163 512 1484 546">2 前項により遺失物を回送する方法については、社が別に定めたところによる。 325条⇒削除</p>	<p data-bbox="2071 258 2264 289">「旅客営業規則」</p> <p data-bbox="1507 327 1780 361">第325条 削 除</p>